



島根県在宅保健師等の会

会報

第17号

令和2年9月発行

「ぼたんの会」

事務局：島根県国民健康保険団体連合会 事業課保健事業係

〒690-0825 島根県松江市学園一丁目7番14号 TEL 0852-21-2112/FAX 0852-21-2164

E-mail: jigyou@shimane-kokuho.or.jp http://www.shimane-kokuho.or.jp



出雲市斐川町 撮影／広報委員 星野由美

コロナ禍での「ぼたんの会」の活動

島根県在宅保健師等の会「ぼたんの会」

会長 木村 久美子



世界中の人々が、新型コロナウイルス感染症の試練に打ち勝つため奮闘を続けていますが、皆様は如何お過ごしでしょうか。

終息の目処がたたない中、今年の夏は厳しい残暑にもみまわれ、感染症予防と熱中症対策両方が求められ、大変な日々を過ごされたことと思います。

種々の行事が中止・延期される中、5月13日に予定していた総会も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止し、皆様には書面により事業計画、予算の承認をいただき、今年度がスタートしました。

こうした中、新型コロナウイルス対策について、県及び松江市から電話相談業務への協力要請を受け、4月から県内保健所において支援を開始しています。慣れない相談対応に戸惑いながらも、一日も早い終息を願う業務にあたっています。詳細は、本誌に掲載しておりますのでご覧ください。

また、この度の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、差別や偏見が問題となっています。これを受け、「ぼたんの会」総会時にハンセン病問題と人権について研修を計画していましたが、開催中止となったため、本誌で概要を紹介しています。これを機に、過去の学びを今どう活かしていくのか考えてみたいと思います。

さて、来年5月「ぼたんの会」は設立20周年を迎えます。記念事業については、7月に設置した検討委員会において、記念式典と記念誌発行を柱に検討を進める予定です。みなさんと一緒にお祝いできることを楽しみにしています。

コロナ禍で活動制限を余儀なくされる中、改めて気づかされた人と人とのつながりの大切さ。新たな活動の形を模索しつつ、一日も早いコロナの終息を願い、地域の皆様の健康を守りながら乗り切ってまいりましょう。

コロナ禍のもと、新型コロナウイルス感染者等への誹謗中傷が後を断ちません。ハンセン病問題をおし偏見・差別について考え、今後、人権問題にどう関わっていくのか考えたいと思います。(今年度総会で研修を予定していましたが、総会が中止となったため本誌に掲載します)

ハンセン病と人権問題

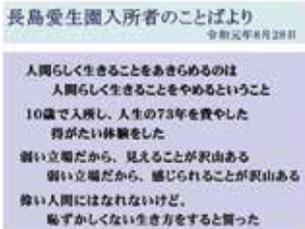
〜人間として生きることとは〜



松江地区幹事 永江 尚美

1 ハンセン病と人権について

- * 親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない…。
 - * 実名を名乗ることができない…。
 - * 結婚しても子供を産むことが許されない…。
 - * 一生涯療養所から出て暮らすことができない…。
 - * 死んでも故郷の墓に埋葬してもらえない…。
- ハンセン病患者さん達は、長い間国の政策によって、このような生活を強いられてきました。偏見と差別により、『人間』として享受すべき人権を根こそぎ奪われました。



2 ハンセン病の歴史〜政府の隔離政策について〜

政府の隔離政策の柱として、1つが「終生絶対隔離政策」です。患者であれば強制的に療養所に収容し、生涯隔離するという政策です。2つめが「優性

政策」です。患者には子どもを持たせず根絶するという政策です。

その隔離政策の背景に法律の制定がありました。

- (1) 1907 (明治40) 年、「癩予防二関スル件」を制定

「浮浪癩」を療養所に入所させ隔離

- (2) 1931 (昭和6) 年改正「癩予防法」が成立

強制隔離によるハンセン病絶滅政策としてす

べての患者を強制的に入所。無らい県運動。

- (3) 1953 (昭和28) 年、改正「らい予防法」が成立

ハンセン病に対する偏見や差別をより強めた法律この法律が平成8年まで存続



3 ハンセン病に関する「国際的な認識」

明治30年に第1回国際らい会議で「ハンセン病は予防できる」「家庭内隔離が原則」「救護隔離の場合でも患者の同意が必要」「強制隔離はごく例外的な場合のみ」ということが決議され、その後の会議においても、「外来治療の重要性」「社会復帰の支援」

「一般国民への普及啓発」等が決議されました。昭和33年には第7回国際らい会議が東京で開催され、「政府がいまだに強制的な隔離政策を採用している

ところは、その政策を全面的に破棄するように勧奨する」「病気に對する誤った理解に基づいて、特別な

らいの法律が強制されているところでは、政府にこの法律を廃止させるように」と決議されました。日

本は隔離政策を強調し、国際的な動きと逆行する政策を平成8年「らい予防法」廃止まで継続しました。

4 「らい予防法廃止」後の動き

法律が廃止されたときの元患者の平均年齢は74歳でした。障害のある元患者の皆さんは故郷にも帰れず、社会復帰もできず、療養所に留まることを余儀なくされました。

後世への偏見・差別をなくすために、1998 (平成10) 年熊本地裁に「らい予防法は基本的人権の尊重を定めた憲法に違反し、強制隔離などで人権侵害を受けた」と補償を求める提訴をし、2001 (平成13) 年に原告が全面勝訴の判決が下されました。(人間回復裁判)

国は、2001 (平成13) 年に、「ハンセン病補償法」を成立し、2008 (平成20) 年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を成立しました。また、元患者のみならず、患者家族も同様に人生被害を受けたことに対する家族訴訟が行われ、2019 (令和元) 年には、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」の判決が熊本地裁であり全面勝訴し、補償制度が創設されました。

5 ハンセン病の問題は、「人間として生きること」を考えることです

ハンセン病の問題は、政治・政策・国が行った問題ですが、そこに責任を追及するだけではいけません。その政策に同調し、国民一人ひとりも同じ行動(差別・偏見)をとった責任があります。私たち一人ひとりが、その責任を考えていくことが大切と感

じます。ハンセン病療養者の方が半世紀以上もの長い間、人権から遠い生活を送ってこられた事実を受け止め、後世に伝えていくこと、差別偏見を受けてきた人達に学ぶことが重要です。

新型コロナウイルス感染症対策に一役！



本県において、4月9日に初の感染者が確認されたことを受け、県及び松江市から「ぼたんの会」に対し、保健所が設置している新型コロナウイルス感染症電話相談業務への協力要請がありました。

これを受け、本会は各地区において支援体制を整備し、4月19日から順次、県内各保健所において電話相談業務の支援を開始しました。慣れない相談対応に戸惑いながら、新型コロナウイルス感染症の収束を願い業務にあたっています。各保健所での支援状況をご報告します。



電話相談に対応する「ぼたんの会」 木村会長

保健所における支援状況について



出雲地区幹事 小中綾子

慣れない現場に所内の情報やコロナ感染等の全体の動きが理解できず、戸惑いと不安な毎日でしたが、「ぼたんの会」として支援に

入ったことが心強く感じられ、会員同士の連帯感に繋がりました。保健所OB会員の協力で、忙しい中説明会が開催され、会員の疑問・質問等への丁寧な説明や新情報等の提供もあり、安心して業務に取り組むことができました。会員間の引継ぎは、『ぼたんの会コロナ対応連絡ノート』により行い、今では大切な情報交換の場となっています。

保健所職員の「ぼたんの会の皆さんが女神さまにみえます」などの言葉や優しい対応により、良好な関係が築けています。今後もより良い支援ができるよう心掛けていきたいと思っています。



松江地区幹事 永江尚美

松江地区ぼたんの会では、4月の松江市における感染者の発生に伴い、松江市から依頼を受け対応可能な会員8名で相談支援を行いました。

4月19日～6月9日まで、半日を1単位として述べ51単位、205件の相談対応にあたりました。支援をした保健師からは、「新しい情報の収集と共有」「支援のための引き継ぎの重要性」「住民への啓発活動の徹底」「相談体制のあり方」等の課題や学び等の意見を伺っています。

9月から相談支援を再開します。学びを活かして対応に努めたいと思います。



浜田地区幹事 馬場真由美

浜田地区では、コロナ電話相談を5月18日から4名でスタートしました。コールセンターで集中して対応されるようになってから

は、件数が激減し、日によっては0件のこともあり、保健所内で協議していただいた結果、6月16日で電話相談の対応は一旦終え、また必要があれば再開するということになりました。対応した期間中、会員が受けた相談件数は36件でした。



雲南地区幹事 浜村愛子

7月に入り、雲南地区でも新型コロナウイルス感染症の発生がみられました。それまでは殆ど実際の相談を受けていなかった私たちに緊張が

走りました。肝を据えて、次々にかかってくる電話に何とか対応することができました。

並んでテキパキと対応されていた現役の若い保健師さんがとても頼もしく思え励まされました。そして、今まで漠然とイメージしていた相談からPCR検査に至る流れ等について、実際に対応してみてもわかった気がし、また保健所の方々の仕事の実状やご苦勞を理解することができました。保健師の仕事の原点はやはり「現場から」ですね。

「在宅保健師等による市町村の保健活動を補完する事業」に取り組んで

益田市及び津和野町の 特定保健指導に関わって見えたこと ～蘇った生きがいと誇り～

益田地区幹事 長野 知恵子

国保連合会は市町村の保健活動における事務負担の軽減及び効果的・効率的な事業展開を図るため、「在宅保健師による市町村の保健活動を補完する事業」を実施しています。「ぼたんの会」は、国保連合会と委託契約を結び、国保連合会が市町村から支援要請を受けた保健活動業務について支援を行っています。

大切にしていることは、住民の生活や価値観が多様化している中で、健康リスクを正しくアセスメントし、健康の保持・増進が持続できるよう魂に響く保健指導をすることです。「結果に繋がらなければ指導は自己満足だ」と思っただけを契機に、心の炎はめらめらと燃え上がり、今も勢いよく燃えています。

「次の健診が楽しみになるように計画どおりやってみよう」「指導を自分のこととして受け止められ、目標に向かって頑張りたいと思った」と言って、保健指導対象者が提出した3か月間の体重記録を目の前にした時の感動は忘れられません。これぞ私の生きがいです。

「ぼたんの会」益田地区は、令和元年度より益田市及び津和野町の特定健診・特定保健指導に係る業務を支援しています。

特定保健指導対象者への支援は、健診結果報告会での初回面接から始まります。その後、行動目標達成を目指し、状況に応じた支援を経て3か月から6か月後に評価を行います。

現役時代は、業務が多岐にわたり、一つのことに集中して関わることは皆無に等しかったのですが、現在は余裕綽々。保健指導に集中できる日々は、新鮮に感じられます。起床時、「今日は益田市民の声が聴ける」「津和野町民に会える日だ」と思うと、バツと起きられます。

市町の特定保健指導実施率向上に貢献できていることや私の保健指導が現役保健師のスキルアップの機会になっていることは、「ぼたんの会」の役割の一つと捉えています。

今後とも、市町村の保健事業がより効果的に実施されるよう支援していきたいと思えます。



特定保健指導中の長野さん（中央）

当該事業に取り組んでいる地区・市町は次のとおりです。

平成30年度 雲南地区（奥出雲町）

令和元年度 雲南地区（雲南市・奥出雲町）
益田地区（益田市・津和野町）

令和2年度 雲南地区（雲南市・奥出雲町）
益田地区（益田市・津和野町）



魂に響く保健指導

地区活動紹介

健康づくりの集い 「すみれ会」で楽しんでいます

出雲地区
梶谷 恵子

私の住んでいる地域では、高血圧、糖尿病、腰痛等で治療する人が増えたため、寝たきりにならないよう健康づくりに取り組むことにしました。平成27年に、有志3人で「すみれ会」を立ち上げ、月2回、近くの会館に集まり、音楽に合わせてゲームをとり入れながら、楽しくストレッチ、筋トレ、脳トレを行っています。プログラムは、満開の桜並木を歩く花見ウォーキング、クリスマス会、新年茶話会など季節の行事をとり入れ変化をもたせています。

私たちが認知症のサポーターになりました。認知症の方が安心して暮らせる地域になるようサポートします。



乳がんのしこりは、固くコリコリだね。「あ！これだ。これだ」「わかった。わかった」

乳がん検診についての学習

毎年、市の保健師さんを迎え、健康に関する学習会、がん検診申込、自分の体の状態を知るために体組成、血管年齢、骨密度測定を行っています。66歳から90歳までの会員は、全員認知症サポーター研修を受け地域で認知症の方を支えながら自立した生活を送っています。私も一会員として、この会で楽しく明るく健康づくりを続けていきたいと思っています。

小さな集落での介護予防活動

浜田地区
尾原 直子

近所の90歳近い2〜3人の高齢者から、集落で何か定期的に集まる場を設けて欲しいと言われ、昨年12月、集落の会館を会場に、江津市が介護予防として取り組んでいる「いきいき百歳体操」教室を立ち上げました。名前は「下大貫クラブ」といいます。月2回のペースで開催し、毎回、50歳から92歳の方、14〜15人の参加があります。参加者からは、「以前よりふらつきが少なくなった」「みなさんと話ができて嬉しい」「今までより横のつながりが強くなった」などの声が聞かれ、喜んでいただ



ています。今年、新型コロナウイルスや7月豪雨で会館が水害に遭うなど休会しながらですが、30世帯余りの小さな集落で、みなさんと楽しく活動しています。

新しい仲間が増えました

— 新会員から一言 —

〈出雲地区〉 天野 和子 さん

今年の3月末に島根県を退職し、4月から再任用職員として県庁の障がい福祉課で勤務しています。退職したらゆっくりできるかな—と考えていましたが、今は新型コロナウイルス感染予防まったが中で、集うこと・ふれあうこと・話すこと・歌うことなどの制限があるなか、「生活を変えていくこと」「人と人が繋がることの大切さ」をより実感できたかなと思っています。こんな時だからこそ「ぼたんの会」の諸先輩と一緒に楽しく活動できる日を心待ちにしています。どうぞよろしくお願ひします。

新会員を紹介します

〈出雲地区〉 天野和子・黒崎千賀子
 〈雲南地区〉 松本幸子
 会員数 144名 (令和2年9月現在)

〈出雲地区〉 黒崎 千賀子 さん

今年度から入会させていただきました。3月に島根県を退職し、現在は出雲保健所で育休代替職員として勤務しています。まだ、「ぼたんの会」の活動に参加してはませんが、新型コロナウイルス感染症の電話相談に諸先輩の皆様が従事されていますので、時々お話をきかせていただいています。コロナ禍ではありますが、これから「ぼたんの会」で、先輩の皆様とまた会えるのを楽しみにしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

〈雲南地区〉 松本 幸子 さん

看護師として、大阪医科大学、島根大学、岐阜大学、岡山大学、最後に鳥取大学附属病院に勤務し、その間、13年は両親の看護、介護をしました。7年前から継承した農業をしながら、雲南市の乳幼児健診等のお手伝いをしています。多発する豪雨災害やコロナ禍で、何か自分にできることはないかと思っていたところ、「ぼたんの会」を紹介され入会することにしました。地区総会で、コロナ対応等の活動をされていることを知りました。今後、学びをとおして自分にできることを考えていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

役員体制

「ぼたんの会」役員		
会 長	木 村	久美子
副 会 長	馬 場	真由美
地区幹事	松 江	永 江 尚 美
	隠 岐	山 本 久美子
	出 雲	小 中 綾 子
	雲 南	浜 村 愛 子
	大 田	森 山 隆 子(新)
	浜 田	馬 場 真由美
監 事	益 田	長 野 知恵子
		中 路 紀美代 妹 尾 美智子

広報委員	
松江地区	星 野 由 美
出雲地区	今 岡 きみ子
大田地区	森 山 隆 子

中島文子さん 宮中歌会始入賞

「病院の窓より望む宍道湖の もやにかすみて蜺舟^{しじま}浮く」



自費出版の歌集



会員の中島文子さんが、令和2年歌会始めに佳作入選されました。中島さんは東出雲町を退職後、地元公民館の短歌サークルに参加。会員の加齢により公民館サークルは解散したものの、満98歳の現在も歌を詠んでおられます。入選句は2年前、骨折で入院中に詠んだ歌だそうです。週1回のデイサービスやヘルパーサービスを利用しつつ、凜としてお一人で暮らしておられるお姿に、取材に行った私達も大いに励まされました。(星野記)

訃報

出雲地区の吾郷昌子様が、令和2年4月17日に72歳でお亡くなりになりました。吾郷様は、平成14年度から平成29年度までの8期16年間の長きに渡り、広報委員を担ってくださり、熱心に会報作成等に取り組んでいただきました。

今回で17号となる会報ですが、吾郷様の熱意を受け継ぎ、会員の情報誌「ぼたんの会」のPR誌として、今後一層、内容の充実を図っていきたくと思ひます。ご冥福をお祈りいたします。(今岡記)



編集後記

昨年末から始まった新型コロナウイルスとの闘い、未だ終息の目処が立たない。近年の自然災害頻発に慄いていたら、今回のコロナ禍来襲。三密・手指消毒・マスク他、新しい生活もすっかり馴染んできたが、自分の生きているうちに遭遇・経験するとは、予想だにできなかった。世界中が感染抑制と経済回復維持との間で混とんとしているが、一刻も早い有効なワクチンと特效薬開発を願わずにいられない。

人類は細菌・ウイルスとの闘いを何度も乗り越え、現在に至っている。ウイルスとの闘いは永遠であることを心に刻んだ忘れられない古希の年になった。

広報委員 星野由美